

令和 8 年 第 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 8 年 3 月 1 0 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	内 野 雅 晶
教育長職務代理者	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	伊 藤 真 弓
委員	松 山 隆 之

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	木 村 美由紀
	教育指導課長	大 川 千 章
	教育相談センター長	百 々 和 世
	統括指導主事	田 中 将 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

内 野 教 育 長	開会時刻 午後 1 時 ただいまから、令和 8 年第 5 回教育委員会定例会を開催します。 本日は、1 名の方から傍聴の申し出がございました。事務局は傍聴人入室させてください。 それでは、進めてまいります。 日程第 1、署名委員を決定します。本日は、森本委員と伊藤委員にお願いいたします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。 はじめに、継続となっております、陳情第 1 号、江戸川区立松江小学校における児童安全保護活動の外部委託費用補助に関する陳情について審議いたします。 これまで鋭意審議してまいりましたが、前回ご案内いたしましたとおり、本日結論を出したいと思います。各委員から順に意見開陳をお願いしたいと存じます。 まず、天野委員さん、よろしくお願いいたします。
天 野 委 員	まず、この件に関して優先されるのは、もちろん児童の安全だと思っています。その中で、前回、木村課長だったかな、集団登校しているのが 13 校で、集団登校していないよということの内容、33 校という話もお伺いして、また今、文教委員会でも陳情審査されているところであるということも踏まえて、私はしばらくこういった状況を見守りたいなというところに結論としてはお伝えさせていただきたいと思います。 以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 続いて、森本さんお願いいたします。
森 本 委 員	私もこの陳情内容についてはお申し出の内容はごもっともだと思いますし、必要なことでもあると思うんですけど、文教委員会でのその審議の過程をちょっと見守っていきたいなと思っております。
教 育 長	ありがとうございます。 続いて、伊藤委員さん、お願いします。

伊 藤 委 員	前々回からこの陳情を拝見してから、日々、登校時間の様子、近所の様子とかを拝見して、本当に様々な工夫をして、地域の方や保護者の方が見守りをしているというふうに感じました。やはり１校だけというのがとても気になりますし、また、文教委員会での議論でも今後を見守っていきたいと考えております。 以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 では、松山委員さん、お願いします。
松 山 委 員	この度の陳情で、保護者の現場の声がこちらに届いたことは大変喜ばしいことと受け取っております。ただし、１校だけの声でして、区内の６５校すべからく教育委員会は見守っていく必要があると思いますので、この今回の言葉を受けながら全体を見守っていく必要性というのを、またこの先にも協議しながら続けていけたらいいのではないかなと思います。今回は経過を観察しながら進めていけたらいいのかなと思っております。
教 育 長	ありがとうございます。皆様からご意見を頂戴いたしました。 最後に、私からの考えでございますけれども、小学校で旗振りというのが昔からというか、下地にあるものだったかなと思います。しかしながら、保護者の方の就労の、働き方の問題とか、そういったことから、そういった旗振りの制度自体がままならないものが垣間見られて、そのことによって制度はあるものの、ちょっと一回やめようということで休止している小学校もあると聞いております。 または今、ＰＴＡが存在しない学校も出始めておりまして、それは負担感ということになるのも１要素になっております。そうすると、様々な理由からＰＴＡの向き合い方については、それぞれの学校の思いがあるんだろうなというところは今日的な課題かと思っています。ですから、松江小学校の要望の理由を読ませていただいても、なるほどなと、それぞれの思いがぎっしり詰まっていて、２２０件以上の要望者がいらっしゃるということです。松江小学校の事情として、これはもう切実なる思いなんだろうなということで受けとめさせていただきました。 その上で、一定額の予算を、区教委から提供するっていう形になりますと、ほかの６４校のほう、様々な思いで判断に至っているというような現実がある中で、１校だけ特別な配慮をするということがあまりにもバランスがちょ

	っと取れないだろうというのが私の考え方でございます。 もう一つ挙げるならば、小Pとしての動きが、このことについてのちょっと見解が全然見えてきませんので、小Pと、この松江小学校のPとの関係というのでしょうか、そんなところがない中で、一つの小学校に何か対応策を講じるというのは今は慎むべきだと私は思っております。 そういうことでございますが、皆様のご意見を踏まえますと、本陳情については、不採択ということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長 飯田教育推進 課 長	様々なご意見、ありがとうございました。 それでは、陳情第1号については、不採択とすることといたします。 以上で、陳情第1号の審議は終了します。 次に、第8号議案、給特法の改正を踏まえた業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に係る対応について、を議題とします。事務局から説明をお願いします。 給特法の改正を踏まえた業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に係る対応ということで資料を出させていただきました。 資料の1番にございますように、この給特法を正式に申し上げますと、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等の改正に関する特別措置法の改正でございます。改正の内容は(1)(2)及び(3)でございますが、今回、お諮りいたしますのは(1)の働き方改革の一層の推進に関わる中のAの部分でございます。教育委員会における実施の確保のための措置ということで、梓の中に記載をさせていただいてございますように、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉等を確保するための措置を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定・公表。また、二つ目のポチにありますように、こちらにつきましては総合教育会議への報告を義務付けるという内容が改正の内容でございます。施行日は、一番下にございますように、令和8年の4月1日付けでの施行となります。説明はまたこの後いたしますが、主訴といたしましては、こちらの業務量管理・健康確保措置計画にあたる計画を江戸川区教育委員会ではこれまでも学校における働き方改革プランということで既に策定をしてございますので、今回この法律に一応位置づけられた業務量管理・健康確保措置計画に働き方改革のプランを位置づけるということをしていただければというものでございます。

2 ページ目を御覧ください。

実施計画で定めるべき内容ということで、こちら、国のほうから示されているものでございます。(1) の目標の設定にございますように、時間外在校時間に係る目標を設定する。また、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標を設定するということにつきましては、現行の区の働き方改革プランをご覧くださいますと、それぞれ時間外勤務の上限の設定や、月の時間外勤務を 80 時間を超える教員をゼロにする。また、勤務時間やワークライフバランスを意識する職場風土を醸成するというようなことで、おおむね該当するような内容が既に記載をされてございます。

続いて、次のページ、(2) 具体的な内容の記載でございます。

例示としましては、6 点、こちら例示をされてございますが、上から二つ目、校務支援システムの機能等というところにつきましては、下の江戸川区の現行のプランに対応させますと、上から二つ目の効率的な業務に資する環境の充実に対応してございます。

また、上の例示の三つ目のところにつきましては、教員業務支援員の全校配置、こちらについては現行の江戸川区のプランで申し上げますと、上から三つ目の丸印、教員の業務支援体制の充実、こちらはスクールサポートスタッフや副校長補佐、また、スクールソーシャルワーカーなど、既に配置を充実させているところであります。

上段例示の上から四つ目、1 か月時間外在校時間等というところにつきましては、こちらの医師による面接指導とありますけれども、江戸川区の取り組みとしては、下から二つ目になります。長時間勤務の状況改善に向けた支援ということで、産業医面談を既に実施をしているところでございます。

また、例示の一番下にございますように、こちら例示の一番下の後段のほうになります。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、という部分につきましては、現行のプランの一番下のところがございますように、部活動の適正な在り方への取り組みということで、活動時間の上限等について既に設定をしているところであります。

これらを受けまして、次の 4 ページ目でございますけれども、実施計画の策定につきましては、上段は参考にお示しをしてございますが、東京都におきましても現行の働き方改革に向けた実行プログラムを法令で規定する実施計画として取り扱うという決定をしてございます。江戸川区につきましても、現行の働き方改革プラン令和 4 年 3 月に策定したものでございますが、こちらを法令で規定する実施計画として取り扱うということをしていただければと思います。

教 育 長	なお、現行の江戸川区働き方改革プランにつきましては、令和８年度までが計画期間になりますので、来年度中に改定の作業を進めていくということでございます。 説明は以上です。
天 野 委 員	ありがとうございました。 この点につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
教育推進課長	１点お伺いさせていただきたいんですが、現行の区の働き方改革プランを講じている中で、実際に、この改革がちゃんと響いてるといえるのか、このプランに沿ったところまで行き着いているかどうかのそういった情報っていうのを分かる範囲で構いませんので、教えていただけますか。 例年、この働き方改革につきましては、いわゆる勤務時間でいうと統計をとってございまして、現場の状況につきましては、毎年アンケートをとらせていただいております。勤務時間の統計のところでは申し上げますと、１か月の時間外勤務の合計が８０時間を超える教員をゼロにするというのが今の目標なんですけれども、現状としてはゼロにはなっておりませんが、この取り組みを始めた頃に比べますと、相当数少なくなってきており、１か月でいうと、以前は１００人規模でいたところが今は一桁というのでしょうか、小学校、中学校、それぞれ数人程度というところまで減ってきているところでございます。ただ、これをゼロにするというのが目標ですので、引き続き取り組んでいきたいというところでございます。 一方で、先ほど申し上げますと、例えばスクールサポートスタッフの配置については、例年とっている学校でのアンケートの調査によると、概ね９０％の学校で適切に活用できているというようなところのアンケート結果をいただいております。逆に言うと、まだ１０％は十分に活用できていないというところがありますので、配置数自体は目標としているところに概ね近づいてはきているんですが、まだ活用できていないというところについては改善の余地があるかなと考えてございます。また、部活動の指導のところ、こちらにもありますが、こちらについてもこの活動時間の上限というのを定めてございます。平日であれば何時間、休日であれば何時間、また平日のうち１日、土日のうち１日は休養日にと。こちらにつきましても例年のアンケートをとってきた中で、実は昨年１回８割まで落ちたんです。今年はそ

教 育 長	れが9割まで戻ってきました、まだ10%できてないところはあるんですけども、おおむねこの働き方改革プランに記載をさせていただいている取組みがだいぶ学校現場で根付いてきているというところは、そういったアンケート調査の中からも分かってございます。ただ、目標にまでまだ達しているというところではありませんので、こちらについては引き続き取組みを強化して、目標達成に向けた活動を続けていきたいと、そのように考えているところであります。 以上です。ありがとうございました。 ほかにご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしいでしょうか。 それでは、ないようでございますので、第八号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ありがとうございます。 それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第9号議案、江戸川区いじめ問題対策委員会に係る構成員の調査等に係る報酬の額及び支給方法についてを議題とします。 事務局から説明をお願いします。
百々教育相談センター長	本年度、江戸川区いじめ問題対策委員会が条例設置のほうさせていただきました。 その中におきまして、このいじめ重大事態において、学校主体調査でもう調査ができない重大な部分につきましては、教育委員会の附属機関であります江戸川区いじめ問題対策委員会に調査をしていただくこととなっております。このいじめ問題対策委員会なんです、江戸川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、今年度改定されまして、この附属機関における報酬の額を月額または時間を単位とする額で定めることができることになりました。 今回、調査に当たりましては、時間を単位に調査のほうをさせていただき

	たく議題として提案させていただいている状況でございます。 資料をご覧ください。 1 番なんですけども、対策委員会及び調査部会のプレ調査等にかかる報酬の額ですが、報酬条例第 2 条第 2 項により、附属機関の構成員の報酬の額が上限 1 万 3 , 0 0 0 円と定められていること。また、事案の性質上、調査や資料の作成には相当程度の専門知識を要すること等を勘案して、調査等に関わる時間を単位とした額を支給することとし、当該額は 1 時間につき 1 万 3 , 0 0 0 円として計算した額。こちら、時間として 1 万 3 , 0 0 0 円の時間給として、報酬を支払っていただくということでございます。 以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。 この件について、ご質問等ありましたらお願いいたします。
森 本 委 員	1 時間、時給で 1 万 3 , 0 0 0 円というのは、相当な金額だと思うんですけど、それなりに専門性が問われるような業務だと思うんですが、委員の構成メンバーってどういう方々なんでしょうか。
教育相談センター 長	現在、委員としましては、弁護士資格を有する方が 2 名、心理の専門家が 1 名、あと学識有識者が 1 名となっております。計 5 名で組織するこの委員会なんですけれども、現在まだ 4 名となっております。あと 1 名を医療関係の、医師の方を登用したいと考えております。 以上でございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 ほかにご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。
松 山 委 員	調査等にかかる時間ですけれども、大体 1 案件については何時間ぐらいを想定されているんでしょうか。
教育相談センター 長	こちら、事案によって本当に様々でございます。現在、江戸川区子どもの権利擁護委員に調査していただいているものに関しましては、3 か月から半年で終わるものもあれば、1 年以上かかっているものもございます。ですので、定まっていないというのが実際のところです。 以上でございます。

教 育 長	よろしいでしょうか。
松 山 委 員	そうしますと、1時間時給が、単位が出ていますけど、上限っていうのは分からない様子っていうことですか。
教育相談センター 長	条例としましては、月額については38万円、時間を単位とする額につきましては、1万3,000円を超えてはならないということです。
天 野 委 員	森本委員がおっしゃるように1万3,000円っていうのは、本当に専門職、弁護士さんとか医療関係、ドクターという話だと何となく理解できるなあってところではありますけど、1案について、大体何名ぐらいで、1人1案、それともこの事案に関しては3名が一緒にやりますよとか、そういったことも可能性があるように感じるんですが、その辺、いかがなんでしょうか。
教育相談センター 長	こちらは、本当に事案によって何人でやっていくかっていうのは決定していくと思っているところでございます。
天 野 委 員	何とも1万3,000円が高いのか、それが適当なのかっていうのを正直分からないです。分からないんですが、多分所長さんからの申し出ということは、専門的にこういった采配される中では、いや厳しいし、すごく重要なことだし、やはりプロの方から、専門家にご依頼するからこの値段が適当だよねということで理解してよろしいですか。
教育相談センター 長	こちらに関しましては、他自治体の状況であったり、弁護士会などの意見等々、聞きながら設定させていただくことになります。 以上です。
天 野 委 員	もう一度、ご質問させてください。 所長さんとしては、専門的に、長として差配される、所長さんとしてはこの金額がふさわしいと思われていますかというご質問させていただいてよろしいですか。
教育相談センター 長	妥当だと思っています。

天 野 委 員	ありがとうございました。
教 育 長	ほかにご質問等ありましたらお願いします。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしいでしょうか。
	ほかにないようでございますので、第 9 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ありがとうございます。
	それでは、原案のとおり決定いたします。
	続いて、日程第 3、教育関係事務報告にまいります。
	まず、令和 8 年度学校閉庁日の設定について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	学校閉庁日の設定について、ご報告を申し上げます。 資料を提出させていただきました。学校閉庁日につきましては、1 番の目的でございますように、教員の休暇取得を促進するため、学校・幼稚園において、原則として業務を実施しない日を設定するというものでございます。対象は、全区立小学校・中学校及び幼稚園となりまして、例年 8 月のお盆ごろの 1 週間を指定をしてございます。今回の期間といたしましては、8 月の 10 日(月) また 12 日(水) から 14 日(金) ということで、11 日(火) が山の日の祝日ということでございますので、実質的には月曜日から金曜日まで、土日も含めて連続した休みが取れるような期間を設定してございます。運用といたしましては、4 番でございますように、学校・幼稚園を閉門し、原則的に内部事務、または外部業務を実施しない日程として指定をするものでございます。5 番でございますように、緊急時の対応といたしましては、教育委員会から学校・幼稚園の管理職に連絡ができるような体制をとります。また、周知といたしましては、区ホームページ及び各学校・幼稚園のホームページにおきまして公表していく予定であります。 報告は以上です。

教 育 長	この件につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ご意見ないようですので、ただいまの報告事項を了承いたします。 続きまして、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について、事務局から説明をお願いいたします。
木村学務課長	令和7年の7月22日の教育委員会のほうで開設いたしますということでご連絡した内容の、また第2報となります。設置の概要としては、令和8年4月に篠崎第四小学校のほうに自閉症・情緒障害特別支援学級を開設いたします。学級編制としましては、1学級で児童6名ということになっております。学年の内訳は、3年生が1名、4年生が2名、5年生が3名ということになりまして、学区域は江戸川区全域から登校していただくという形になっております。2番の入級決定までの流れはご覧いただければと思います。3番目のその他のところですが、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に伴いまして、特別支援教室の巡回拠点を篠崎第四小学校に新設いたします。そのため、現在、巡回の拠点校の鹿骨東小学校の区割りを令和8年度から変更したいと思っております。令和8年度の巡回拠点校は、鹿骨東小学校と篠崎第四小学校に分かれまして、鹿骨東小学校の担当の巡回校は、鹿骨松本小、篠崎第五小学校、鹿骨東小学校となります。篠崎第四小学校、新たに設置になりますけれども、新堀小学校と篠崎第二小学校、篠崎第四小学校とさせていただきます。以上です。
教 育 長	ありがとうございました。 この件に関しまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
伊 藤 委 員	まだ決定していないかもしれませんが、この学級編制の人数がありまして、教員並びに補助の体制は、これからでしょうか。
教育相談センター長	特別支援学級なんですけども、情緒固定学級につきましては、8人を1学級としておりますので、1学級につき1名の先生がつく。また、特別支援学級の指導の特性上、1名プラス1で加配されることになりますので、現状2

	名の教員で指導を行うことを予定しているところでございます。これから配置については、出てくると思うんですけども。また、それをサポートする体制としましては、センターにいます特別支援教育のアドバイザーがいますので、そのアドバイザーがサポートしていくということでございます。また、介助員等につきましては、学務課と相談しながら、サポート体制整えていこうと考えているところでございます。
教 育 長	ほかにご質問等ありますでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。続いて、英語教育の充実について、事務局から説明をお願いいたします。
大川教育指導 課 長	それでは、私から英語教育に関しまして、「Edogawa English Program」の発行についてのご説明を申し上げます。 1 番、目的でございますが、本区が目指す「躊躇なく英語を話す児童・生徒の育成」の実現に向けまして、小学校の1年生から中学校までの9年間で一貫した英語教育を推進できますように、英語活動の方向性、また具体的な学習内容を示す、本区オリジナルの「Edogawa English Program」を発行するものでございます。 2 番の内容についてでございます。こちらは例でございますが、「Edogawa English ロードマップ」どのような施策をどの段階で位置づけているかということが明確になるようなロードマップを示してございます。また、4 技能 5 領域別の活動の事例、1 単位時間における四つのステップなどの構成となっております。 こちらの対象につきましては、小学校の管理職及び教員と中学校の管理職と英語の教員に対して配布するものでございます。 今後の予定でございますが、令和8年3月末時点までに電子データにて配布する予定でございます。4月になりましたら、教員への研修会を実施して、こちらの内容についての周知を図ってまいります。 ご説明は以上でございます。
教 育 長	ありがとうございました。 この件に関しまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

天 野 委 員	す。 個人的なお伺いになってしまうかもしれませんが、中学校からは英語の試験っていうのがあるかと思うんですが、今、現時点で小学校でも英語のテスト、算数とか国語のように英語のテストが実施されているのかっていうのをお伺いと、もし実施されていないのであれば、今後はテストが出てくるのかっていうところを分かる範囲で教えていただけたらありがたいです。
教育指導課長	5、6年生の段階で、教科としての英語というのは学習はしているんですけども、いわゆる中学校のようなテストの実施はしてございませんので、そういった形での評価は、現時点では行っておりません。また、小学校の段階では素地を養うことが重点を置かれておりますので、今後そういったテストを実施していくかということについては、今のところ、そういった予定はないような状況でございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 ほか、ご質問等ありましたらお願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしいでしょうか。 ほかにはないので、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、チャレンジ・ザ・ドリームの報告会の開催について、事務局から説明をお願いいたします。
教育指導課長	それでは、私から令和7年度チャレンジ・ザ・ドリームの職場体験のご報告会の実施についてのご案内についてお伝えいたします。 まず、こちら毎年実施されているものではございますが、チャレンジ・ザ・ドリームの活動場所の拡大と、内容の充実を図るということと、また、実施状況等を関係者に報告することで、次年度に向けて更なる改善を図るものでございます。日時でございますが、3月11日、明日でございます。3時半から4時半までとなっております。会場は、今年は総合文化センターの3階研修室となっております。参加予定者は、以上の区長をはじめとした議員の皆様を含めて、多くの皆様にご案内を申し上げます。5番、当日の主な流れでございますが、全体テーマをチャレンジ・ザ・ドリームから学ん

	だことといたしまして、子どもたちからの発表と、あとは受け入れ事業者の方からのお話をいただくという予定になってございます。教育委員のご挨拶ということで、今回は松山委員にお願いをさせていただいてございますが、その後、事務局からのご報告を紙面でさせていただきました。あと、以降の代表の中学校の生徒たちからの活動報告があります。現時点では、松江第四中、小岩第五中の生徒さんたちがいらっしゃって発表する予定となっております。その後、事業所の方からのお話として、今年はドミノ・ピザの江戸川松江店の店長さん、また、特別養護老人ホームきくの方、また、ミモザ江戸川鹿本の3名の方からのお話をいただく予定となっております。 最後は、区長のほうからの励ましの言葉を頂戴する予定です。 流れについては、以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。この件に関しまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	松山委員さん、ご挨拶、お願いいたします。 それでは、ご質問等ないようですので、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、いじめ電話相談（令和7年度2月分）について、事務局から説明をお願いいたします。
教育相談センター 長	令和7年度2月分のいじめ電話相談につきましてご報告させていただきます。2月は3件ございました。小学校4年生の女子児童の件で1件、小学6年生の男子児童の件で2件でございます。 相談の内訳としましては、無視の行為に関することで1件、言葉に関することが2件、持ち物に関することが1件の計4件でございます。架電者は、保護者の方からでございました。 以上でございます。
教 育 長	ありがとうございます。 この件に関しまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

天 野 委 員	毎回お伺いしてしまって申し訳ないと思っておりますが、これ学校内という理解でよろしいですか。
教育相談センター 長	今分かってる範囲の中では、学校内で起きていることになっております。以上でございます。
天 野 委 員	その中で、学校でいじめ対策委員じゃないんですけども、1人の先生ではなくて、どんなに小さいことでも学校全体でチームをつくってご対応いただいているという理解でよろしかったでしょうか。
教育相談センター 長	今回の件につきましては、学校いじめ問題対策委員会で話し合っ、組織として対応している件でございます。それら全て対応されている件でございます。また、中にはスクールカウンセラーも参画して、支援をしている学校もございます。 以上でございます。
教 育 長	よろしいですか。 ほか、ご質問等ありますでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ないようですので、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和8年第5回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後1時33分